

令和元年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年3月16日 開会

令和2年3月16日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年3月16日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 15名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘 2番 宮 島 孝 子 4番 望 月 三千夫
5番 赤 池 勝 7番 千頭和 栄 一 8番 石 川 邦 彦
9番 佐野 公 洋 12番 植 松 眞 二 13番 齊 藤 学
14番 石 川 嘉 章 15番 朝比奈 美 芳 16番 杉 浦 徳 子
17番 植 竹 繁 18番 後 藤 文 隆 19番 松 永 孝 男

欠席委員

3番 遠 藤 恒 男 6番 佐 野 正 10番 松 下 善 洋
11番 村 松 義 正

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英 2番 塩 川 金 彦 5番 佐野 均
6番 村 松 慎 一 7番 土 井 一 彦 8番 加 藤 文 男
9番 望 月 義 雄 10番 有 賀 文 彦 11番 鈴 木 四 郎
12番 佐野 強 13番 近 藤 雅 隆

欠席委員

3番 佐野 三 男 4番 遠 藤 光 浩

事務局職員

(併) 事務局長	長谷川 和 彦	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきありがとうございます。会議に入る前に、3番 遠藤恒男委員、6番 佐野正委員、10番 松下善洋委員、11番 村松義正委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので御報告申し上げます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって召集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和2年2月10日から令和2年3月13日までの間における農地法の規定による申請につきまして、取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日、配布しました農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況をごらんください。

第1項、北山■■■■、畑、990平方メートルにつきまして、令和2年2月20日に三園平の■■■■さんから太陽光発電設備を目的とした農地法第5条許可申請がなされましたが、都合により取下願が提出されました。

以上です。

議長

処理状況でありますのでよろしくお願ひします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、9番 佐野公洋委員、12番 植松眞二委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、9番 佐野公洋委員、12番 植松眞二委員を指名いたします。

それでは、本日の議事日程を申し上げます。

報第12号 農地返還通知書の受理について

報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

報第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

報第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

議第16号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

議第19号 非農地証明申請の審議について

議第20号 農用地の所有権移転あつせん申し出に係る買入れ協議について

議第21号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

初めに、報第12号から報第16号まで一括して事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年1月21日から令和2年2月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから3ページをごらんください。

報第12号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が9件提出されました。

続きまして、議案の4ページ、5ページをごらんください。

報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページ、7ページをごらんください。

報第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、6件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから9ページをごらんください。

報第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、または、その他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページから18ページをごらんください。

報第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが29件、賃貸借で認可を受けたものが2件ありました。

報告については以上です。

議長

事務局からの報告が終わりましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第12号から報第16号まで報告済みとします。

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 伊藤主査

議案の19ページをごらんください。

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページをごらんください。

こちらは新規就農案件になります。

杉田字滝ノ上■■■■の畑について、栗倉の■■■■さんが使用貸借により権利設定するものです。

申請地は、杉田ゴルフクラブの南に位置する農地です。申請人は、親子になります。渡人は高齢のため規模縮小し、一部を受人である娘に任せていきたく申請に至ったとのことです。申請地では、キャベツ、トウモロコシなどの野菜を栽培する計画です。受人は現在54歳、耕作面積は許可後4,437平方メートルになります。長年、実家の農業を手伝っており、栽培技術は習得されております。農機具についても父親所有のもので確保されております。稼働人員は息子二人を合わせ3名になります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページをごらんください。

内房字竹ノ下■■■■、ほか4筆の畑について、内房の■■■■さんが売買により権利取得するという申請です。申請地は、ダイナ橋の西に位置する山手にある農地になります。渡人から労力不足により申し出があり、受人は規模拡大を計画していたこともあり申請に及んだものであります。申請地では、タケノコを栽培する計画です。受人は現在40歳、耕作面積は許可後1万0,888平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページをごらんください。

村山字堀ノ内■■■■、畑ほか1筆について、村山の■■■■さんが贈与により取得するものです。

申請地は、富士根北小学校の南に位置する農地です。申請人は兄弟で、渡人の兄が経営規模を縮小し、かわって申請地の近くに住む弟に耕作管理させたく申請に至ったとのことです。申請地では野菜を栽培する計画です。受人は現在61歳、耕作面積は許可後7,833平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページをごらんください。

馬見塚字棚口■■■■の畑について、東阿幸地の■■■■さんが贈与により取得するものです。

申請地は、時之栖富士宮ホテルの北に位置する農地になります。渡人から労力不足により申し出があり、申請地の南隣接地を所有する受人が一体で管理したく申請に至りました。申請地では野菜を栽培する計画です。受人は現在61歳、耕作面積は許可後4,318.16平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページをごらんください。

下条字東下條■■■■、ほか1筆の畑について、静岡市清水区の■■■■さんが売買により権利取得するものです。

申請地は、下之坊の南に位置する農地になります。隣接地は、受人が親から相続した農地で、長年耕作していたところ、渡人から労力不足により申し出があり、申請に至ったものであります。受人は現在74歳、耕作面積は許可後3,772平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真6ページをごらんください。

上柚野字土岩■■■■の田について、上柚野の■■■■さんが贈与により取得するものです。

申請地は、トシダ工業芝川工場の西に位置する農地です。渡人は受人の妹であり、平成6年に申請地を相続し耕作してきましたが、農業を継承する者がおらなかったため、実家を継いでいる兄が受人になります。受人と渡人の間では亡くなったときには申請地を贈与するという内容の契

約を生前に交わしました。昨年12月に渡人が亡くなったことからその相続人と共同で申請に至りました。申請地では、水稻を栽培する計画です。

受人は現在66歳、耕作面積は許可後6,050平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第6項につきまして、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について担当委員から調査報告をお願いします。

16番 杉浦徳子委員

ただいま審議中の第1項について調査報告いたします。

3月9日午前9時半、現地にて代理人の行政書士、千頭和委員、事務局2名で調査しました。

申請地は現在、野菜畑として使用していましたが、高齢になり規模縮小のために貸すことになりました。申請書のとおり、問題ないと思われまますので御審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第14号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第14号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の22ページをごらんください。

議第15号 農地法第4条の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条の規定による許可申請が次にとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真の7ページをごらんください。

山宮■■■■、畑、102平方メートルにつきまして、貸駐車場（3台）に転用しようとするものです。

申請地に隣接する運送会社の駐車場はトラック用に使用しているため、従業員用として借りたいとの申し出があり、申請人も高齢で管理が難しいため申請に至ったものです。

申請地は、富士山ポーターから南東約300メートルに位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。申請地は宅地、雑種地、道路に囲まれ、周辺に農地は少なく、被害防除措置を行い、周辺への影響が出ないように配置します。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第15号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第15号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第16号 転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議題の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の23ページをごらんください。

議第16号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真14ページをごらんください。

下条■■■■、田、677平方メートルにつきまして、令和元年12月10日、許可番号78号にて、資材置場を目的とした農地法第5条許可を受けていましたが、下条■■■■、田、39平方メートルについても売買で取得できることになったため、今回の計画変更となったものです。なお、隣接する宅地2筆についても売買にて取得するため、許可済み地を含め4筆での利用となります。前回までのコンパネ類や土砂、砂利置場として利用する計画とあわせ、今回の計画変更で拡張できる範囲については本社敷地内駐車場に置いてある重機やトラック、計12台を移転する予定です。

申請地は上野出張所から300メートル以内に位置している第3種農地に該当します。資金は自己資金により確保されており、周辺農地との境界には土や砂利が流出しないよう見切りを設置し、周囲に影響がないよう防除措置をいたします。

なお、追加になった申請地については、今回5条許可申請が提出されています。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第16号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第16号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の24ページから26ページをごらんください。

議第17号 農地法第5条の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第5条の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真8ページをごらんください。

杉田■■■■、畑、692平方メートルにつきまして、株式会社■■■■が売買により権利取得し、太陽光発電設備に転用しようとするものです。

受人は、各種ソーラー機器、空調機器の製造、販売を行う法人で、富士市に営業所があります。受人は、太陽光発電設備に適した土地をかねてより探しており、渡人より高齢で農地の維持管理が困難との相談があり、売買により取得できることとなったので申請に至ったものです。

申請地は杉田区民センターの東約100メートルに位置し、公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当します。

周辺は2方向が道路で角地になります。資金は自己資金により確保されおり、定期的なメンテナンスを行い、周囲はフェンスで囲うため周辺農地の影響は少ないものと思われま

す。続きまして、第2項及び第3項、別冊航空写真9ページをごらんください。

第2項、第3項は、受人及び転用目的が同一でありますので合わせて説明いたします。

第2項は杉田■■■■、畑、463平方メートル、第3項は杉田■■■■、畑、629平方メートル、ほか1筆につきまして、富士市の株式会社■■■■が使用貸借により権利設定し、工事中の代替駐車場（30台）として一時転用しようとするものです。受人は土木建築業を営む法人で、このたびNTTドコモが近接地に携帯電話の無線局を設置するに当たり、工事委託を受けております。無線局設置場所は現在、機械製造会社の従業員駐車場として使用されているため、工事期間中の代替駐車場を探していたところ、申請地の所有者より使用貸借の了承を得たため、申請に至ったものです。

申請地は、西富士インターチェンジの北約450メートルに位置し、生産性の低い小集団の農地で第2種農地に該当します。資金は自己資金により確保されており、農地の養生のため鉄板を敷き、また周囲に影響がないよう配慮します。なお、工事終了後は速やかに撤去し、農地へ復元する計画です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真10ページをごらんください。

杉田■■■■、畑、195平方メートルにつきまして、杉田の■■■■さんが土地収用法の規定による売買により取得し、住宅に転用しようとするものです。

受人は、現在居住している土地及び建物の一部が道路改良事業に伴い、富士宮市により買収されることとなったため、本申請地に移転することとなり申請に至ったものです。

なお、買収予定である宅地の残地89.57平方メートルとの一体利用となります。

申請地は、ミニストップ杉田店から北へ約350メートルに位置していて、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。資金は土地収用による移転に伴う補償金により確保されており、防除措置を行い、周辺への影響が出ないように建設いたします。

続きまして、第5項につきましては、先ほど報告しましたとおり、取下となりました。

続きまして、第6項及び別冊航空写真12ページをごらんください。

北山■■■■、畑、216平方メートルにつきまして、北山の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用するものです。

受人は、現在、家族3人でアパートに居住していますが、将来のことも考え住宅を建築したいと考え、父親である渡人から使用貸借できることとなったため申請に至ったものです。申請地は小野薬品工業から北西約250メートルに位置している公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。資金は自己資金及び融資により確保されており、東は渡人の所有する宅地で西は同じく渡人所有畑です。周辺農地に影響がないよう防除措置を行い、建設します。

続きまして、第7項及び別冊航空写真13ページをごらんください。

山宮■■■■、田、221平方メートル、ほか1筆につきまして、山宮の■■■■さん、■■■■さんが使用貸借により権利設定し、自己用住宅に転用するものです。

受人は、山宮にて家族3人で居住していますが、子供が生まれ手狭となり、また、祖母や親の面倒を見るため、線引き前宅地の要件のある本申請地に建築したいと考えました。今回、祖母である渡人から使用貸借できることとなったため申請に至ったものです。敷地面積は500平方メートルを越えますが、敷地内には高低差があり、一体利用が難しく南側を駐車場として利用し、境界には生け垣や見切りを設置します。申請地は北山インターチェンジから北東約500メートルに位置している公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。資金は融資により確保されており、周辺農地に影響がないよう防除措置を行い、建設します。

続きまして、第8項及び別冊航空写真14ページをごらんください。

下条■■■■、田、39平方メートルにつきまして、■■■■株式会社が売買により取得し、資材置場に転用するものです。こちらは先ほどの 議第16号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請の承認について にて承認された案件になります。

以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について、担当委員から調査報告をお願いします。

7番 千頭和 栄一委員

ただいま審議中の議第17号1項の調査報告をいたします。

3月9日9時に事務局二人、杉浦委員、行政書士と現地で待ち合わせ、現地調査をいたしました。太陽光パネルの設置申請ですので隣に農地がありますが支障はないと思われま。周りにフェンスを張るとのことなので子供などの侵入を防ぐための安全性を確保しており、申請書のとおり問題ないと思われま。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

隣接する地主さんの同意は得てますか。

7番 千頭和 栄一委員

この行政書士がみんな説明したそうです。

議長

わかりました。

7番 千頭和 栄一委員

北と西の二面が道路で、あとが農地なので問題はないと思います。

議長

わかりました。

他には御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第17号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第17号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の27ページをごらんください。

議第18号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利に設定しようとする、農地法第5条の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

なお、本件に係る静岡県農業会議から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真15ページをごらんください。

根原■■■■の内、畑、6,740平方メートルにつきまして、根原の■■■■協同組合が使用貸借により権利設定し、駐車場に一時転用しようとするものです。

申請者は、隣接地で食品製造を営む法人です。昨年同様、富士本栖湖で行われる富士芝桜まつりを主催する会社からシャトルバスの発着所及び来客用駐車場のための敷地を借りたいという要望を受けました。申請地に駐車場を造設したことによって、周辺の交通渋滞の緩和につながり、また、施設内の来客者がふえたということから今年もイベント期間中に隣接する牧草地への駐車場の造設を計画し、申請に及んだものであります。

申請地は、農業区域内農地に該当し、原則、許可できませんが、不許可の例外に当たる一時転用となります。

周囲は北と西を宅地、南と東は農地に接しますが、農地との境には柵とロープで仕切り出入りを禁止するため、周辺農地への影響は軽微であると思われれます。近隣に代替性のある土地はなく、

資金は自己資金で確保されております。イベント期間は4月18日から5月31日までで、その後6月20日までに復元する計画となっております。

以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

17番 植竹 繁委員

3月10日、事務局、農業委員、本人と現地で確認をいたしました。

この案件は3年か4年連続で出されておりました、現地を見たところ、去年の利用の後、牧草地として見られる状態まで整備されておりましたので、今、事務局が言われたとおり、許可しない案件にはならないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

今、こんな時期でいろいろイベントが中止ですが、そんな話は聞いていませんか。

17番 植竹 繁委員

ただもう、人が多く集まるところはあると思うんですけども、青空の中でやることですので、現段階では、しないということは聞いておりません。

議長

わかりました。他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第18号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第18号は、原案とおりに処理することに決定いたしました。

議第19号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の28ページをごらんください。

議第19号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真16ページをごらんください。

申請地は、山宮■■■■、畑ほか2筆、計554平方メートルで株式会社ケイテックの東に位置する農地です。昭和42年6月10日、申請者の父が自宅の離れと物置を建設し、以後宅地として一体利用しているものです。昭和47年の線引き前から住宅敷地としての利用形態が継続しているため、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第2項及び航空写真17ページをごらんください。

申請地は、上条■■■■、畑、165平方メートルで大石寺奉安堂の西に位置する農地です。平成14年月日不詳、申請者の先代が耕作不向きにより放棄し、山林化したものです。申請地には、数十年生の竹木が密生しており、また、周囲も同様に山林化しているため、仮に農地へ復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として扱って差し支えないと思います。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

3月6日午後1時30分、申請代理人、事務局職員2名、農業委員2名にて現地に集合し、調査いたしました。

申請書のとおり問題はありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。

3月5日1時30分に現地で代理人の行政書士、事務局2名と私が説明を聞きました。

申請書のとおり問題はありませんので御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第19号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第19号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第20号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買い入れ協議についてを議題といたします。

本議案のうち、1項については、17番 植竹 繁委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定より、議事に参与できませんので、事務局から議案の概要説明後、退席を求めます。

事務局 大瀧主事

議案の29ページをごらんください。

議第20号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買い入れ協議について

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について同法16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買い入れ協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

以上です。

議長

ここで、17番 植竹 繁委員の退席を求めます。

それでは、1項について、事務局からの議案の説明をさせます。

事務局 大瀧主事

第1項及び航空写真18ページをごらんください。

申請地は、根原■■■■、畑、ほか3筆、計2万1,396平方メートルで、朝霧メイプルファームの東に位置する農地です。

本案件は、農地中間管理機構を介して利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申し出に対し買い入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されると農業委員会から市農業政策課に対し、買い入れ協議の要請をします。その後、市として買手を探し、所有権移転の手続をしていく流れになります。買い入れ協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので改めて御審議をお願いします。

第1項についての説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第20号のうち、1項について、議案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第20号のうち、第1項について、議案のとおり処理することに決定いたしました17番 植竹 繁委員の入場を求めます。

〔17番 植竹委員 入場〕

引き続き、2項について、事務局に議案の説明をさせます。

事務局 大瀧主事

引き続き、説明させていただきます。

第2項及び航空写真は同じく18ページです。

申請地は、根原■■■■、畑、1万5,046平方メートルです。

前項と同様に決定後は、市農業政策課へ買い入れ協議の要請をし、買手が決まり次第、利用集積計画として総会にて審議される流れとなります。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第20号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第20号は、原案どおり処理することに決定いたしました。

議第21号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の30ページをごらんください。

議第21号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和2年2月28日付け富農第1835号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき別紙にとおり決定するものとする。

農用地利用集積計画案の2ページをごらんください。

今回の農用地利用集積計画における農用地の流動化状況につきましては、利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者15名、利用権を設定する農用地等の面積は、計4万9,529平方メートルです。

次に、所有権移転として、所有権の移転を受ける者2名、所有権を移転する者3名、所有権が移転する農用地等の面積は、計4,489.49平方メートルです。

利用権の内容について説明いたします。

4ページをごらんください。

第1項及び航空写真は19ページ、利用権を設定する農地は、根原■■■■、畑、1万2,649平方メートルで、貸主は根原の■■■■さん、借主は同じく根原の■■■■さん、賃貸借で飼料作物の栽培です。借賃は、10アール当たり6,000円で、借入期間は4年です。

第2項から第15項は、農地中間管理事業で、借主は静岡県農業振興公社です。

第2項及び航空写真は20ページ、利用権を設定する農地は、下条■■■■、田、1,884平方メートルで貸主は下条の■■■■さん、使用賃貸借で水稻の栽培、借入期間は10年です。

続いて5ページをごらんください。

第3項及び航空写真は21ページ、利用権を設定する農地は、黒田■■■■、畑、1,127平方メートルで貸主は黒田の■■■■さん、使用賃貸借で茶の栽培、借入期間は10年です。

第4項は、猪之頭の圃場整備事業の案件ですので、仮地番で説明させていただきます。

航空写真は22ページをごらんください。

利用権を設定する農地は、猪之頭■■■■、田、3,856平方メートルで貸主は猪之頭の■■■■さん、使用賃貸借で水稻の栽培、借入期間は5年です。

第5項及び航空写真は23ページ、利用権を設定する農地は、山宮■■■■、畑ほか1筆、計889平方メートルで貸主は山宮の■■■■さん、使用賃貸借で花木の栽培、借入期間は10年です。

第6項及び航空写真は24ページ、利用権を設定する農地は、杉田■■■■、畑ほか1筆、計1,023平方メートルで貸主は杉田の■■■■さん、使用賃貸借で花木の栽培、借入期間は10年です。

続いて7ページをごらんください。

第7項及び航空写真25ページと26ページ、利用権を設定する農地は、杉田■■■■、畑ほか3筆、計1万、0298平方メートルで、貸主は杉田の■■■■さん、使用貸借で野菜の栽培、借入期間は10年です。

第8項及び航空写真は27ページ、利用権を設定する農地は、北山■■■■、畑ほか3筆、計4,196平方メートルで、貸主は北山の■■■■さん、使用貸借で野菜の栽培、借入期間は10年です。

第9項及び航空写真は28ページ、利用権を設定する農地は、北山■■■■、田ほか2筆、計1,843平方メートルで、貸主は北山の■■■■さん、使用貸借で水稻の栽培、借入期間は10年です。

第10項及び航空写真は29ページ、利用権を設定する農地は、北山■■■■、畑ほか2筆、計1,611平方メートルで、貸主は富士市の■■■■さん、使用貸借で野菜の栽培、借入期間は10年です。

続いて9ページをごらんください。

第11項及び航空写真は30ページ、利用権を設定する農地は、大岩■■■■の内、畑ほか4筆、計1,320平方メートルで、貸主は大岩の■■■■さん、使用貸借で茶の栽培、借入期間は10年です。

第12項及び航空写真は31ページ、利用権を設定する農地は、杉田■■■■、畑、1,094平方メートルで、貸主は杉田の■■■■さん、使用貸借で茶の栽培、借入期間は10年です。

第13項及び航空写真は32ページ、利用権を設定する農地は、栗倉■■■■、畑、3,211平方メートルで、貸主は栗倉の■■■■さん、使用貸借で茶の栽培、借入期間は10年です。

第14項及び航空写真は33ページ、利用権を設定する農地は、大岩■■■■、畑、2,472平方メートルで、貸主は大岩の■■■■さん、使用貸借で茶の栽培、借入期間は10年です。

続いて11ページをごらんください。

第15項及び航空写真は34ページ、利用権を設定する農地は、下条■■■■、畑、2,056平方メートルで、貸主は下条の■■■■さん、使用貸借で野菜の栽培、借入期間は5年です。

続いて、所有権移転の内容について説明いたします。

第16項及び航空写真は35ページ、所有権が移転する農地は、麓■■■■、畑ほか1筆、計1,555平方メートルで売主は静岡市の■■■■さん、買主は根原の■■■■有限会社です。10アール当たりの対価は90万円で、移転の時期は令和2年3月26日です。

続いて、第17項及び航空写真は同じく35ページ、所有権が移転する農地は、根原■■■■、畑ほか1筆、計441.49平方メートルで、売主は根原の■■■■さん、買主は根原の■■■■有限会社です。10アール当たりの対価は80万円で、移転の時期は令和2年3月26日です。

続いて、13ページです。

第18項及び航空写真は36ページ、所有権が移転する農地は、根原■■■■、畑、2,493平方メートルで、売主は万野原新田の■■■■さん、買主は根原の■■■■さんです。10アール当たりの対価は60万円で、移転の時期は令和2年3月27日です。

以上、説明いたしました全項目については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

18番 後藤 文隆委員

ただいまの案件の3項ですが、航空写真によると茶畑ではないようですが利用権の内容はお茶になっていますがいかがですか。

事務局 大瀧主事

事務局から説明させていただきます。

航空写真は29年のもので最新ではないんですが、恐らく抜根とかをして新たに事業を始めるという場合にも、利用権の設定の種類は今後始める作物になりますので、これから開始されるということになると思われま。

議長

わかりました。他には。

農地利用最適化推進委員1番 佐野 俊英委員

この畑については、私、隣でつくってまして、そして、先月の調査でその地主さんのところに行ったら、すでに借りる方が決まっているとのことで、その後2、3日前に行きましたら、借主が手を入れていました。そんな関係になってます。

議長

わかりました。

他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第21号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。ここで協議事項として、農地付き空き家について、事務局から説明を求めます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、本日、机上配布させていただきました資料に基づきまして説明の方、させていただきます。

農地付き空き家の検討ということで、こちらにつきましては、現在、遊休農地が多発化しているということで、非常に農業委員会でも問題となっている一方で、首都圏にお住まいで地方への移住を望んでいる人の中には、家庭菜園的に小規模の農地を耕作したいという意向も実際あります。しかしながら、このような状況で農業に興味があっても農地を取得するには農地法により、

下限面積を設定されているため、農地を取得するのは困難な状況であります。このような中、下限面積の特例を適用することにより、市内へ移住者を呼び込み、新規就農の促進、耕作放棄地の解消を図るため農地付き空き家の提供を認める自治体が実際ふえてきておきまして、事例は県内でも出ております。本市におきましても、今後、検討をしていきたいということで本日の協議事項とさせていただきます。

先ほど言いましたように農地を取得する際には、農地の下限面積というのが非常に重要になっておきまして、農地の権利を取得しようとする者は、許可後における農地の経営面積が一定以上にならなければ許可できないということになっております。法律上では都道府県につきましても50アール以上、本市につきましても、農地法の施行規則で特例がなされており、その施行規則の17条の第1項で、平均規模が小さい地域につきましても、その地域の实情に合わせて50アール以下の面積を10アール単位で設定することができるということになっております。この基準に従いまして、現在富士宮市においては、下限面積は30アールと設定をしております。この面積は平成29年からのもので、それ以前は40アールということで設定していたところです。

一方、農地法の施行規則の17条の第2項ですけれども、担い手が不足している地域につきましても、新規就農者等の受入れの促進により、農地の有効利用等を図る観点から遊休農地が相当程度存在する区域については、10アール未満でも下限面積を設定することが可能というような規定がなされております。今回、この部分を適用しようということで検討をしているところでございます。

資料の裏面をごらんください。

この第2項の特例の検討ということで、富士宮市においても遊休農地が相当程度存在しているという認識の下、法律上の相当程度につきましても、基準や指標はなく、それぞれあくまでも農業委員会の判断でよいということで示されておりますので、富士宮市においても遊休農地が相当程度あるということとらえ、それらの遊休農地の有効利用を図るために第2項の特例を適用することの下限面積の緩和を図りたいということになります。

県内の実際、運用している例としまして、浜松市が平成29年、静岡市、島田市、川根本町につきましても、今年度からこの制度ですけれどもスタートしております。この制度の運用に当たりましては本市への移住・定住ということと空き家をセットにした農地の取得の際に農地の下限面積を1アールから取得を可能にし、空き家と農地をセットにして取得を認めるというような制度であります。案件ごとの下限面積の設定をしてその後、農地法の手続を取ってもらうというような流れになります。取り組みの一つの案としまして、移住・定住促進の担当課、本市におきましては企画戦略課が担当課になりますが、移住促進の相談を受け、市内に存在する空き家を利用して移住し、その空き家に付属した農地を耕作しようとする者を対象としたいと考えております。

あくまでも空き家と空き家に付属した農地につきましても、同一の所有者で同一の地区ということで考えております。

流れにつきましても、移住の相談を受けまして、その後、空き家が見つかって、更に農地がありましたらその農地につきましても農業委員会の総会におきまして下限面積を設定します。その後、知事へ報告をした後に農地法の3条の許可申請で決定をするというような流れで考えております。これにつきましても今後、皆様方の意見もお聞きしながら基準をお示しした中で検討し進めていきたいと思っております。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がございました。本市の場合は、さきほど事務局が言いましたけど平成29年に40アールから30アールに下限面積を決めたわけですが、これにつきまして、今、全国的にいわゆる中山間地で人が来なくて困ってしまうところが特に新聞等に出てましたけど、芝川地区では家付き土地付きということのあっせんをしまして、静岡県に限らず全国的に人口減、これが一番困ってるわけです。それで、うちの方でもふるさと納税の関係のアンケートで市へと移住しますかということで3割ぐらいの人が住みたいという大変な好評を得ている。実際、住むかどうかはわかりませんが、ついでには県内でも浜松市、静岡市、島田市、川根本町、川根本町はちょっと特殊性がございまして、特に富士宮市で今の説明でこの浜松市、静岡市、島田市、川根本町が中山間地、また、全市と書いてますね。特に富士宮市では、全市が用途地域なんです。その中で市街化調整区域、市街化区域、市街化調整区域の中に中山間地域があるわけです。上井出、猪之頭、芝川地区の方のいわゆる柚野村とか芝富村、内房村が中山間地域にあるわけですので、今後、富士宮市の全域でこれを対象にしていくか、もちろんうまい具合にあればいいのですが、なかなか土地付き、もう土地も荒れてしまった場合などいろいろございまして、これについては全国的な問題で、今日この話をして、次のときにはある程度煮詰めていきたいという話でございまして、これについては決まると知事への公示、また、知事への通知がございまして、なかなか手続的にも時間がかかります。

一応、これについてはいろいろ県内の農業委員会長の会議でも話は出ます。慎重に審議をしてもらいまして、今日は持ち帰って、熟読してまた不明な点がありましたら農業委員会に問合せ等をしてもらいまして、この案でいくのか、この案もよく読んでいくと若干疑問なところもありますので、全体的には市内全域を対象にしたいという案、施行のようなこととございまして、その点も含めて調整区域にするのか、中山間地も市内全域を対象にするのか、いろいろ案があると思っておりますけど、ぜひ熟読してまた次のときにできたら決定し、また、できなければ追って会議をする。ただし、私も言いたいですけど、これ、市の方に空き家バンクの登録を現にしても市が維持修繕するわけじゃないし、市としても都市計画の法律もあれば、企画戦略課のお話もあれば、建築住宅の話もあれば、農業委員会の話もありますので、市の統一意思をいずれにしても決めていかなりませんが、今日のところは農地付き空き家についての説明がございましたので、ぜひ帰りまして、再度言いますけど、十分研究して、検討して、次回の会議に持っていきたいと思っておりますけど、よろしいございまして。

17番 植竹 繁委員

これ、宅地と農地を含めて、ですか。それとも、宅地は別ですよっていうのか。

事務局 長谷川事務局長

これ、農地の面積が1アール以上というような形になります。それぞれに設定をするわけですので、相談案件とか、農地の状況によって2アール、3アール、10アールってということで決めていって、その都度、面積は変わってくると思います。

それから、これにつきましては、移住・定住の窓口である企画戦略課が毎月のようにやっております。年間百数十件の相談があるそうです。その中には農地付きが欲しいよ、農業をやってみたいよ、どれだけの面積になるかは別として、農地をやりたいということで相談が百数十件とあるそうです。その中で一応相談をして、あくまでも相談をした上でこちらの農業委員会に最終

的に上がっていくという案件じゃないかと思います。申請が来たらすぐに全部受けるという案件ではないので、その中で慎重に審議をしていくという状況においてこういう1アールという下限面積を設ければ、比較的相談しやすいんじゃないかというところでやっております。なので、これが決まったから1アールにどんどん変えるという方向ではなくて、こういうことがあれば農地を、少しでも農地を購入しながら郊外であったり、市内であったり住むことができるというような状況ですので、市の方としてはですね、これを進めていくことで農業委員会、それから、移住・定住の窓口、それから、先ほど望月会長の方から出ましたとおり、空き家の関係も含めて、全て一緒になってやっていくんですけれどもあくまでもその移住・定住の相談の中で決めていきたいということですので。無理やり私どもがくっつけて引っ張っていくようなものでもないですから、皆さんにも御相談をしながら、また御近所でそういうことがあれば、空き家があって少し田んぼがあるよとか、そういう件があれば、御相談いただければこういうところに乗せていきたいというのがこれでございますので、こちらについては、次回のときにもしあまり問題がなければ、皆さんと相談をしながら進めていくというような状況になるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

そういうわけで、1アール借りて、これが農業というそれとは全然違いますので、あくまでも、これは特例でやりますので。来月までに勉強をお願いしたいと思います。

他にはありませんか。

18番 後藤 文隆委員

首都圏からの移住となっておりますけど、この近隣の県や、県内市外の新規就農者でもいいわけですか。

事務局 長谷川事務局長

一応、市外、県外というような形になります。Iターン・JターンっていうゆるUターンではない市内に住んでいない方が一応対象となっております。

事務局 伊藤主査

市内に住んでる方も制度上は使えないこともないというところなので、そこも検討していきたいと思っております。

事務局 長谷川事務局長

どちらかというと、市内の方も先ほど使えるということですが、基本的にはこの移住・定住相談があった上での話からまずいこうということなので、市内の方も可能ではありますが、基本的にはこの移住・定住で相談を受けたフィルターを掛けてこちらの方に来てもらうというような条件から一応始めていきたいと。案件がまたいろいろあって、また、交錯することもございますので、そこはちょっと整理をしながらやっていこうと思っております。

13番 齋藤 学委員

知り合いが今年度ぐらいに関東の方から、という話があるんですけど、その場合で宅地は求めましたと。ちょっと野菜をつくりたいということで1アールができるのかなと。1アールにするか、2アールにするかこれから決めてく問題ですけど、そういう場合、空き家とセットでなきゃ駄目だよということなのですか。

事務局 望月次長兼振興係長

基本は空き家と、空き家の所有者と空き農地の所有者が同じというのが基本でやるんですけども、それにつきましてもそれぞれのケースに応じて検討はしていく必要があるんですけども、基本は空き家と農地の所有者が一緒、地域についても上野でしたら上野地区っていうことで同一地区っていうような感じで捉えております。

事務局 長谷川事務局長

できれば、これは移住・定住の案件になるものですから、おうちが決まってるよって言うても相談をしていく中でやっていただければ。同時に進めていくのが一番いいです。相談しながらこういうふうに住みたいよというところで、先に住んでいて後から取得ではなくて、移住・定住ですので一緒に、住むので農地が欲しいけどどうしたらいいという相談をしていただきながらやっていくということで、後からだといつでもいいのではという話になると困るし、本当に少しならば、1アールの程度だと本当に庭だけでちょっとあるぐらいのそれぐらいの畑ですので、そこで貸し借りができるのか、それとも、取得をできるのか、そもそも農地なのか庭なのかどうなのかっていうことは、その都度、確認をしていくような形になるかと思います。

議長

他にはございませんか。

17番 植竹 繁委員

今、猪之頭地区で、今、3名か4名の方が移住をしてきたいっていうことで、現実3名はもう入っているんですけども。こういうところで今言われてるようなことをどんどんあっせんしていただけて、現状こうですよ、こんなことでやりましたよっていうのがあれば、こういう席でちょっと説明をいただきたいんですけどもお願いします。

事務局 長谷川事務局長

基本的にはこれから始まる制度ですけれども、普通の移住・定住者で農地をちょっと借りたいよっていうことについては、実際やってるところもあるようです、お貸しになつてるといような形ですけども。なかなかこういう形で下限面積が定められてるものですから、そこまで農家はできないというように皆さん相談に来られております。そこでやっぱり少しやりたいやってみみたいというところでやはり大きな面積でやるのは難しいものですから、それでなかなかみんなの足を踏んでるところもあります、これだけやらなきゃいけないのっていうところで。ただ、また、田んぼですとまたちょっと様子は変わってくるかなと思いますけど、そういう具体的な案件といたしますか、実際やってらっしゃる方いらっしゃいますけども具体的にこの人はこうやってるっていうところまではまだ行ってません。

議長

今の市民農園等も一時は流行しましたが、今は市民貸農園の方もだいぶ実際荒れているようですね。そんな関係もありますので、これをはい、そうですかってなかなか、これから難しい面もあります。いずれにしても人口減の歯止めにはこれはいいと思いますけど、少しずつ慎重にやっていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

以上で時間の関係で質疑は打ち切ります。

ただいま、事務局から説明がありましたが、次の会議に諮っていきたいと思います。

次に、その他として事務局、何かありますか。

事務局 望月次長兼振興係長

お時間も大分たちましたので、本来なら農地利用最適化推進会議を行いたいところですが本日につきましては、この資料をもちまして変えさせていただきたいと思います。それぞれ、特に2ページ目の買い入れ、借り入れあっせん申し出ということで上野地区と北山地区で農地を取得したいと考えておる方がいらっしゃいますので、また、それぞれ担当地区の推進委員の方にはお願いをしたいと思います。

あと、農地の苦情処理状況ということで1件、芝川の西山の方で出ておりますので、また後日1か月後ぐらいに状況を見ていただきたいなと思います。

それと、議案と一緒に送付させていただいたんですけども、来年度の農業委員会総会の日程の方ですけども、お配りをしてあるんですけども、今現在、この日程によって進めさせていただきたいと思います。次につきましては、4月10日を予定をしておりますのでよろしくお願ひします。

議長

以上で農業委員会総会を終了します。

それでは、本日はどうも御苦勞様でした。

午後2時20分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会 長

会議録署名人
9 番

会議録署名人
12 番